

## 第二八回

### 参第一四号

#### 母子福祉法（案）

#### 目次

##### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第二章 母子福祉審議会（第三条 第五条）

##### 第三章 母子相談所、母子相談員及び母子福祉協力員（第六条 第八条）

##### 第四章 母子団体及び母子団体連合会（第九条 第十五条）

##### 第五章 母子福祉資金（第十六条 第三十一条）

##### 第六章 母子住宅（第三十二条 第三十五条）

##### 第七章 助成措置（第三十六条 第四十五条）

##### 第八章 雑則（第四十六条・第四十七条）

#### 附則

##### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に対し、その社会生活上有する不利な条件を補充してその経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な措置を講ずるとともに、あわせて父母のない児童に対しその独立自活の促進を図る措置を講ずることを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をせず事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をせず事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない者及びこれに準ずる次の各号に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていない者
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶助を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定める者

2 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

3 この法律において「父母のない児童」とは、父母（養父母のある者については、実父母及び養父母をいう。以下同じ。）と死別した児童及びこれに準ずる次の各号に掲げる児童をいう。

- 一 父母の生死が明らかでない児童
- 二 父母から遺棄されている児童

三 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童

四 父母が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つているためその扶養を受けることができない児童

五 前各号に掲げる者に準ずる児童であつて政令で定める者

4 この法律において「扶養」とは、直系血族である児童、兄弟姉妹である児童、民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七条第二項の規定による扶養の義務を負わされている三親等内の親族である児童又は被後見人である児童に対する扶養をいう。

## 第二章 母子福祉審議会

（母子福祉審議会の設置及び権限）

第三条 母子福祉に関する事項を調査審議するため、中央母子福祉審議会及び都道府県母子福祉審議会（以下「母子福祉審議会」と総称する。）を置く。

2 都道府県母子福祉審議会は、都道府県ごとに置く。

3 中央母子福祉審議会は厚生大臣の、都道府県母子福祉審議会は都道府県知事の管理に属し、それぞれの諮問に答え、又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 中央母子福祉審議会は、母子福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はこれらを製作、興行若しくは販売する者等に対して必要な勧告をすることができる。

5 母子福祉審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

6 母子福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

（母子福祉審議会の組織）

第四条 中央母子福祉審議会は委員三十人以内で、都道府県母子福祉審議会は委員二十人以内で組織する。

2 母子福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 母子福祉審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員、母子福祉に関して学識経験ある者及び母子団体又は母子団体連合会を代表する者のうちから、中央母子福祉審議会については厚生大臣が、都道府県母子福祉審議会については都道府県知事が任命する。

4 母子福祉審議会に、委員の互選による委員長を置く。

（政令への委任）

第五条 前二条に定めるもののほか、委員の任期、職務、旅費その他母子福祉審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第三章 母子相談所、母子相談員及び母子福祉協力員

（母子相談所）

第六条 都道府県、市及び社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福

祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を設置する町村(町村が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定により一部事務組合を設けて福祉事務所を設置する場合においては、当該一部事務組合。以下同じ。)は、福祉事務所に母子相談所を附置しなければならない。

- 2 母子相談所は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のない児童に対し、その経済的自立、健全な生活の保持その他母子福祉に関する相談及び指導に当たるところとする。

(母子相談員)

第七条 母子相談所に母子相談員を置く。

- 2 母子相談員は、母子相談所の長の指揮監督を受けて、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のない児童の生活の相談及び指導を行う。
- 3 母子相談員は、人格が高潔で、社会の実情に通じ、母子福祉の増進に熱意を持つている者のうちから、都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村の長が任命する。

(母子福祉協力員)

第八条 市町村に母子福祉協力員を置く。

- 2 母子福祉協力員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び父母のない児童に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導等を行うとともに、母子相談員の行う職務に協力して、これらの者の福祉の増進に努める。
- 3 母子福祉協力員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する母子福祉協力員の職務を行うのに必要な熱意を持つている者のうちから、市町村長が委嘱する。
- 4 母子福祉協力員は、名誉職とし、その任期は、三年とする。
- 5 母子福祉協力員は、その職務を行うのに必要な費用の弁償を受ける。
- 6 前五項に定めるもののほか、母子福祉協力員について必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 母子団体及び母子団体連合会

(母子団体及び母子団体連合会)

第九条 この法律において「母子団体」とは、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者がその相互の福祉増進を図ることを目的として組織する団体で、次の各号の要件を備えるものをいう。

- 一 定款において、名称及び主たる事務所の所在地並びに構成員、事業、役員、会計及び資産がある場合におけるその資産に関する事項を定めていること。
  - 二 構成員の指導及び連絡、構成員のための授産施設の経営その他構成員の経済的自立の助成又は生活意欲の助長に必要な事業の全部又は一部を行つていること。
- 2 母子団体は、定款の定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養していない者をその構成員として含むことができる。
  - 3 この法律において「母子団体連合会」とは、二以上の母子団体が主体となつて、その相互の連絡及び調整の事業を行うため組織する団体で、定款において、第一項第一号に

規定する事項を定めているものをいう。

(母子団体の経営する授産施設の生産物の買入)

第十条 母子団体は、その経営する授産施設において生産した物品で政令で定めるものについて、国又は地方公共団体の機関に対し、その買入を求めることができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、前項の規定により買入を求められた場合において、適当と認められる価格により、かつ、自らの指定する期限内に買入れることができるときは、自らの用に供する範囲内において、その求に応じなければならない。ただし、前項の母子団体からその必要とする数量を買入れることができないときは、この限りでない。

(母子団体及び母子団体連合会に対する援助)

第十一条 国又は地方公共団体は、必要と認めるときは、母子団体又は母子団体連合会に対し、補助金を支出し、又は現金及び有価証券以外の財産を、通常の条件よりも有利な条件で、譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第八条第一項(財産の管理及び処分)の規定の適用を妨げない。

(課税上の特例)

第十二条 母子団体及び母子団体連合会には、所得税を課さない。

第十三条 母子団体の行う収益事業から生じた所得について法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定を適用するにあつては、母子団体を同法第九条第六項に掲げる法人とみなして、同項(分配金の損金算入)第九条の三(加入金の益金不算入)又は第十七条(税率)の規定を適用する。

第十四条 母子団体及び母子団体連合会に対しては、道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税を課することができない。

2 母子団体の行う収益事業に対して事業税を課する場合には、その標準税率は、所得の百分の六とする。

3 母子団体又は母子団体連合会がもつばら第九条第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供するために不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 母子団体又は母子団体連合会がもつばら第九条第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができない。ただし、当該固定資産が有料で借り受けたものである場合においては、その所有者に課することができる。

5 母子団体又は母子団体連合会がもつばら第九条第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供する土地又は家屋で、前項の規定により固定資産税を課することができないものに対しては、都市計画税を課することができない。

第十五条 母子団体又は母子団体連合会がもつばら第九条第一項第二号又は同条第三項に規定する事業の用に供する土地又は建物の権利の取得又は所有権の保存の登記について

は、登録税を課さない。

## 第五章 母子福祉資金

(母子福祉資金の種類)

第十六条 都道府県がこの法律の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の種類は、次のとおりとする。

- 一 生業資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は母子団体が事業を開始するのに必要な資金
- 二 事業継続資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は母子団体が事業を継続するのに必要な資金
- 三 支度資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者若しくはその者が扶養している児童又は父母のない児童の就職に際し必要な資金
- 四 技能習得資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金
- 五 生活資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が技能修得資金の貸付を受けて前号に規定する知識、技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金
- 六 住宅補修資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者が住宅を補修するのに必要な資金
- 七 修学資金 配偶者のない女子が現に扶養している児童又は父母のない児童が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校(盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部又は専科大学の前期の課程を含む。以下同じ。)大学若しくは専科大学(前期の課程を除く。以下同じ。)に就学し、又は医師法(昭和三十二年法律第二百一十号)第十一条に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を受けるのに必要な資金
- 八 修業資金 配偶者のない女子が現に扶養している児童又は父母のない児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金
- 九 医療資金 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその者が扶養している親族について医療を受けるのに必要な資金

(母子福祉資金の貸付)

第十七条 都道府県は、次の表の上欄に掲げる貸付金を下欄に掲げる者に貸し付けることができる。

生業資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
事業継続資金	母子団体
支度資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者 父母のない児童
技能修得資金	
生活資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者

住宅補修資金	
修学資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
修業資金	父母のない児童
医療資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養している者

- 2 前項の場合において、配偶者のない女子が現に扶養している者の支度資金、修学資金又は修業資金の貸付については、その就職し、就学し、若しくは実地修練を受け、又は知識、技能を習得する者が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。
- 3 第一項の規定による修学資金の貸付は、その貸付により高等学校又は大学若しくは専科大学に就学している児童が二十歳に達した後でも、その者が当該学校を卒業（専科大学の前期の課程にあつては、修了）するまで継続して行うことができる。その者が引き続き大学若しくは専科大学に就学した場合又はその者若しくは当該引き続き大学若しくは専科大学に就学した者が卒業後直ちに実地修練を受ける場合においても、当該大学若しくは専科大学を卒業し、又は当該実地修練を終了するまで、また同様とする。
- 4 第一項の規定による修業資金の貸付は、その貸付により知識、技能を修得している児童が二十歳に達した後でも継続して行うことができる。

（貸付方法）

第十八条 貸付金の貸付金額、据置期間、償還期限及び利子は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	貸付金額	据置期間	償還期限	利子
生業資金	三十万円以内（母子団体に対する場合は、百万円以内）	貸付の日から二年	据置期間経過後十年以内	据置期間経過後の期間につき、年一分
事業継続資金	十万円以内（母子団体に対する場合は、三十万円以内）	貸付の日から一年	据置期間経過後五年以内	
支度資金	三万円以内	貸付の日から二年	据置期間経過後十年以内	なし
技能習得資金	月額三千円以内	知識、技能を習得する期間が満了した後二年		
生活資金	本人については、月額三千円以内 その扶養している児童については、一人につき、月額千五百円以内			
住宅補修資金	一回につき、六万円以内（借家の場合は、二万円以内）	貸付の日から一年		

修学資金	高等学校に修学する者については、月額二千元以内 大学若しくは専科大学に就学し、又は実地修練を受けている者については、月額四千元以内	当該修学資金の貸付により就学した者が当該学校を卒業(専科大学の前期の課程にあつては、修了)した後(その者が引き続き修学資金の貸付により大学若しくは専科大学に就学した場合又はその者若しくは当該引き続き大学若しくは専科大学に就学した者が卒業後直ちに修学資金の貸付により実地修練を受ける場合においては、最終の大学若しくは専科大学を卒業し、又は実地修練を終了した後)二年	据置期間 経過後二 十年以内
修業資金	月額三千元以内	知識、技能を習得する期間が満了した後二年	
医療資金	一回につき、三万円以内	貸付の日から二年	据置期間 経過後十 年以内

2 次の表の上欄に掲げる貸付金の貸付期間は、下欄に掲げるとおりとする。

技能習得資金	知識、技能を習得する期間中三年をこえない期間
生活資金	技能習得資金の貸付を受けて知識、技能を習得している期間
修学資金	高等学校、大学又は専科大学に就学する者については就学期間、実地修練を受けている者については実地修練の期間
修業資金	知識、技能を習得する期間中三年をこえない期間

3 貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人)

第十九条 貸付金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第二十四条第一項の規定による違約金を包含するものとする。

(貸付の決定)

第二十条 都道府県は、貸付金の貸付の申請があつたときは、都道府県母子福祉審議会の意見を聞いて、貸し付けるかどうかを決定しなければならない。ただし、急を要する場合には、都道府県母子福祉審議会の意見を聞かないで貸付金を貸し付けることを決定することができる。

(一時償還)

第二十一条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第十八条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。
- 三 償還金の支払を怠つたとき。

(財産管理者の不当使用)

第二十二条 都道府県は、第十七条第一項の規定により父母のない児童に対し、支度資金、修学資金又は修業資金の貸付が行われた場合において、当該児童の財産を管理する親権を行う者又は後見人が、当該貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したときは、その者に対し、使用した金額に相当する金額を都道府県に納付すべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県が前項の規定により納付することを命じた場合においては、当該父母のない児童の都道府県に対する貸付金の償還の債務は、当該親権を行う者又は後見人が納付することを命ぜられた限度において消滅するものとする。

(後見人解任の請求)

第二十三条 第十七条第一項の規定により支度資金、修学資金又は修業資金の貸付を受けた父母のない児童の後見人に、当該貸付金の使用に関し、不正な行為その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十五条の規定による後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、都道府県知事も行うことができる。

(違約金等)

第二十四条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第二十一条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額百円につき一日三銭の割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。

- 2 前項の規定は、第二十二条第一項の規定により納付を命ぜられた者が支払期日に納付を命ぜられた金額を納付しなかつた場合に準用する。

(貸付の停止)

第二十五条 都道府県は、次に掲げる場合には、都道府県母子福祉審議会の意見を聞いて、将来に向つて貸付金の貸付をやめることができる。

- 一 貸付金の貸付を受けた者が第二十一条第一号又は第二号に該当する場合
- 二 貸付の目的を達成する見込がないと認められる場合

(償還金の支払猶予)

第二十六条 都道府県は、次に掲げる場合には、第十八条第一項の規定にかかわらず、貸付金の貸付を受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第一号

に掲げる場合において、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合におけるその借主が、支払期日に当該償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。

一 貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるとき。

二 修学資金に係る償還金の支払期日において、当該修学資金の貸付により就学した者が高等学校、大学若しくは専科大学に就学し、又は実地修練を受けているとき。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、当該支払を猶予された分以後の償還金の支払期日は、当該支払を猶予された期間繰り延べられるものとする。

3 第一項の規定により償還金の支払を猶予された期間は、貸付金の利子の計算については、その基礎に算入しない。

(償還の免除)

第二十七条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県母子福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人又は当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担した借主がある場合におけるその借主が、償還することができると思われるときは、その償還することができると思われる額については、この限りでない。

(委任事項)

第二十八条 第十六条から前条までに定めるもののほか、貸付金の貸付の手続、貸付金の償還その他貸付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別会計)

第二十九条 都道府県は、この法律による貸付金の貸付を行うについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金及び次条第一項の規定による国からの借入金並びに貸付金の償還金(利子、第二十二条第一項の規定による納付金及び第二十四条の規定による違約金等を含む。以下同じ。)及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び貸付に関する事務を要する費用をもつてその歳出とする。

3 前項に規定する貸付に関する事務に要する費用の額は、貸付金の利子及び第二十四条の規定による違約金等のうち収納済となつたものの三分の一に相当する金額の範囲内において厚生大臣の定めるところにより算定した額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額をこえてはならない。

(国の貸付)

第三十条 国は、都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の四倍に相当する金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額に、それぞれ次の第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令の定めるところにより、国に償還しなければならない。

一 前項の規定による国からの借入金の総額

二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額

3 第一項の規定による貸付の手續に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(貸付業務の報告)

第三十一条 都道府県知事は、この法律による貸付金の貸付業務の状況に関し、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣に報告しなければならない。

## 第六章 母子住宅

(母子住宅)

第三十二条 国及び地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)に規定する公営住宅建設三箇年計画の作成及び実施に当つては、協力して、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者を入居させるための公営住宅(以下「母子住宅」という。)の確保に努めなければならない。

2 母子住宅は、十分な共同施設(公営住宅法第二条(用語の定義)第七号に規定する共同施設をいう。以下同じ。)を備えた集団的な共同住宅として建設するものとし、その敷地については、特に、衛生上及び風教上良好な環境を維持し、かつ、通学、通勤、日用品の買入その他入居者の生活の利便を維持することができるようにその位置を選定しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、協力して、昭和三十八年度までの間に、母子住宅を二万戸以上建設するものとする。

(家賃)

第三十三条 母子住宅の家賃は、公営住宅法第十二条(家賃の決定)の規定にかかわらず、月額千円の範囲内で定めるものとする。

(入居者資格)

第三十四条 母子住宅の入居者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者のうち公営住宅法第十七条(入居者資格)に規定する条件を備える者でなければならない。ただし、入居の後に当該児童のすべてが二十歳に達するに至つた場合においては、これらのすべての者が二十五歳に達するまでの間は、引き続き入居することができる。

(国の補助)

第三十五条 国は、地方公共団体が母子住宅及びその共同施設の建設(当該建設のために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。)をする場合においては、公営住宅法第七条(国の補助)第一項及び第二項の規定にかかわらず、その費用の

十分の八を補助するものとする。

## 第七章 助成措置

### (職業紹介等)

第三十六条 公共職業安定所その他の職業安定機関は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又は父母のない児童の職業紹介及び職業指導にあつては、その社会生活上有する不利な条件を考慮して、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

2 労働大臣は、厚生大臣と協議の上必要があると認めるときは、都道府県知事をして、その設置する公共職業補導所において、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者のための特別の職業補導を行わせるものとする。

### (売店等の設置の許可)

第三十七条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは、自らその業務に従事しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に知らせる措置を講じなければならない。

### (専売品販売の許可)

第三十八条 日本専売公社は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者がたばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の規定による製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十一条（指定の制限）第一項各号の一に該当する場合を除き、その者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により小売人に指定された者について準用する。

### (保育手当の支給)

第三十九条 配偶者のない女子で現に六歳に満たない児童を扶養している者がその職業、勤務等のため必要と認められる場合において、当該児童を保育所又は政令で定めるこれに準ずる施設に入所させたときは、その申請に基き、政令の定めるところにより、その児童を保育所に入所させた場合に要する費用に相当する金額の保育手当をその者に支給する。ただし、政令で定める額以上の所得又は資産を有する者については、この限りでない。

2 保育手当の支給は、都道府県知事が決定する。

### (支給の始期)

第四十条 保育手当は、支給の決定があつた場合において、当該支給の申請のあつた日(当該申請が当該児童を入所させる日の前に行われた場合においては、当該入所の日)から支給する。

(支給の制限)

第四十一条 偽りその他不正の行為によつて保育手当の支給を受け、又は受けようとした者には、その支給を受け、又は受けようとした日以後保育手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(政令への委任)

第四十二条 前三条に定めるもののほか、保育手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(譲渡等の禁止及び非課税)

第四十三条 保育手当を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 保育手当については、租税その他の公課を課することができない。

(生活保護法の適用の特例)

第四十四条 保育手当の支給を受けている者に対して生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)を適用する場合においては、保育手当として支給を受けた金銭又はこれを受ける権利は、その者の収入等ではないものとみなす。

(課税上の特例)

第四十五条 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第十五条の四に規定する寡婦控除額は、七千円とする。

2 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者のうち、地方税法第二百九十二条第十号(寡婦の定義)に該当し、かつ、その者の前年中における所得が二十万円以下である者に対しては、道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税を課することができない。

3 前項の規定により同項に規定する地方税を課せられない者がその家事の用に使用する電気及びガスに対しては、政令で定めるところにより、電気ガス税を課することができない。

## 第八章 雑則

(費用の支弁及び負担)

第四十六条 次の各号に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県の設置する福祉事務所に附置する母子相談所及び当該母子相談所に置かれる母子相談員に要する費用
- 二 都道府県母子福祉審議会に要する費用
- 三 保育手当の支給に要する費用

2 次の各号に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 市町村の設置する社会福祉事務所に附置する母子相談所及び当該母子相談所に置かれる母子相談員に要する費用

二 母子福祉協力員に要する費用

- 3 国は、政令の定めるところにより、前二項の規定により都道府県又は市町村が支弁する費用のうち、第一項第三号に掲げる費用については、その十分の八に相当する額、第一項第一号及び前項各号に掲げる費用についてはその二分の一に相当する額を負担する。  
(大都市の特例)

第四十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の職員が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の職員に関する規定として指定都市又は指定都市の長その他の職員に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。  
(母子福祉資金の貸付等に関する法律の廃止)
- 2 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号。以下「旧法」という。)は、廃止する。  
(貸付金に関する経過規定)
- 3 この法律の施行前に旧法の規定により貸付を受けた貸付金又は貸付が決定された生業資金、支度資金、事業継続資金又は住宅補修資金については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に旧法の規定により技能習得資金、生活資金、修学資金又は修業資金の貸付又は貸付の決定を受けている者は、この法律の施行の日において、この法律の規定によりそれぞれ当該貸付金の貸付の決定を受けた者とみなす。ただし、この法律の施行前に貸付を受けた貸付金については、なお従前の例による。
- 5 前項の場合において、その者がこの法律の施行後に貸付を受ける貸付金の貸付金額、貸付期間及び償還期限の改定その他の必要な経過措置は、政令で定める。
- 6 附則第三項又は第四項ただし書の規定により従前の例によることとされている貸付金について、この法律の施行後に償還金の支払が猶予されたときは、第二十六条第二項の例により、当該支払を猶予された分以後の償還金の支払期日は、当該支払を猶予された期間繰り延べられるものとする。
- 7 この法律の施行前に旧法の規定により行われた貸付金の申請で、当該申請に対する都道府県の決定がなされていないものは、この法律の規定による申請とみなす。

(特別会計等に関する経過規定)

- 8 この法律の施行の際現に旧法の規定により都道府県に設けられている特別会計及び国が都道府県に対して行っている貸付は、この法律の施行後は、この法律の規定による特別会計及び貸付とみなす。

(税に関する経過規定)

- 9 第十二条及び第四十五条第一項の規定は、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 10 第十三条の規定は、母子団体のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
- 11 第十四条第一項及び第二項の規定は、母子団体のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税並びに事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分のこれらの税については、なお従前の例による。
- 12 第四十五条第二項の規定は、昭和三十三年度分以後の道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税について適用し、昭和三十二年度分以前のこれらの税については、なお従前の例による。
- 13 第十四条第四項及び第五項の規定は、昭和三十四年度分以後の固定資産税及び都市計画税について適用し、昭和三十三年度分以前のこれらの税については、なお従前の例による。
- 14 第四十五条第三項の規定は、昭和三十三年七月一日以後において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税から適用し、同日前ににおいて使用した電気又はガスに対する電気ガス税については、なお従前の例による。
- 15 この法律の施行前に課し、又は課すべきであつた不動産取得税及び登録税については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

- 16 厚生省設置法(昭和三十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 母子福祉法(昭和三十三年法律第 号)を施行すること。

第二十九条第一項の表中

「 中央児童福祉審議会 を 中央児童福祉審議会 中央母子福祉審議会 に改める。」	厚生大臣の諮問に応じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。
	厚生大臣の諮問に応じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。
	厚生大臣の諮問に応じて、母子福祉に関する事項を調査審議すること。

(地方財政法の一部改正)

17 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二を次のように改める。

七の二 母子相談所、母子相談員、母子福祉協力員及び保育手当の支給に要する費用

(印紙税法の一部改正)

18 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号の八を次のように改める。

六ノ八 母子福祉法ニ依ル貸付金及保育手当ニ関スル証書

## 理 由

配偶者のない女子で現に児童を扶養している者についてその社会生活上有する不利な条件を補充して経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて父母のない児童についてその独立自活の促進を図るため、これらの者に対する貸付金制度の拡充、母子住宅の供与、特別の職業紹介、職業指導及び職業補導、保育手当の支給、課税減免の強化、母子団体等がその構成員のためにする授産施設の経営その他の事業の助成並びに母子福祉審議会、母子相談所その他関係機関の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費  
総額 約四十億円（平年度）